

笠間市告示第519号

令和3年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年11月23日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和3年11月30日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

令和3年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
1 1 月 3 0 日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
1 2 月 1 日	水	休 会	議案調査
1 2 月 2 日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
1 2 月 3 日	金	休 会	常任委員会（総務産業）
1 2 月 4 日	土	休 会	
1 2 月 5 日	日	休 会	
1 2 月 6 日	月	休 会	常任委員会（教育福祉）
1 2 月 7 日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
1 2 月 8 日	水	休 会	議事整理
1 2 月 9 日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 0 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 1 日	土	休 会	
1 2 月 1 2 日	日	休 会	
1 2 月 1 3 日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔全員協議会〕 〔議会運営委員会〕 〔討論通告締切（午前中）〕
1 2 月 1 4 日	火	休 会	議事整理
1 2 月 1 5 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和3年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和3年11月30日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

---

**議事日程第1号**

令和3年11月30日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 議案第83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
- 議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第12 議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 日程第13 議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号））

- 日程第5 議案第83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
- 議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第12 議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 日程第13 議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

---

午前10時00分開会

## 開会の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策としまして、体調管理や検温、手指消毒の徹底、マスクの着用など、基本的な感染防止対策を継続をしてまいりますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

## 市長挨拶

○議長（石松俊雄君） ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和3年第4回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員の各位におきましては公私とも御多忙のところ定例会に御出席をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況について御報告いたします。本市につきましては、10月26日から11月29日までの約1か月間には新規感染者は確認されておらず、国内の感染状況も非常に低いレベルで落ち着いている状況であります。しかしながら、海外においては、ワクチン接種が進んでいるにも関わらず、規制の緩和後に感染者の増加が報告されているケースもあります。このようなことから、新たな変異ウイルス、オミクロン株の出現や免疫の減衰の影響を踏まえ、引き続き基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

次に、本市のワクチン接種の状況についてでございます。現在、12歳以上の1回、2回目の集団接種につきましては、予約の状況を踏まえ、11月27日に接種を終了したところであります。本市のワクチン接種率は、今月29日時点で、12歳以上の接種対象者のうち、1回目の接種を終えた方は88.9%、2回目の接種は87.2%となっており、全国平均と比べて

も接種が順調に進んでいると考えております。何らかの理由で、1、2回目の接種が受けられず、今後、接種を希望される方につきましては、市保健センターで御案内をしていきます。

次に、ワクチンの3回目接種についてでございます。今月17日に国からの対応方針が示され、現時点での接種間隔は、2回目の接種完了から原則8か月以上で、接種方法につきましては、市内1会場での集団接種または医療機関での個別接種となり、集団接種の予約につきましては、接種日を事前に割り当てる方式を予定しております。接種時期の目安につきましては、12月から医療従事者への接種を開始し、1月に高齢者施設の入所者等、2月に一般高齢者の順に進めてまいります。

接種券につきましては、2回目の接種を行った日からおおむね8か月を目安に、対象の方に順次、発送をしてまいります。なお、12歳以下の11歳から5歳の接種につきましては、医療機関などに御協力をいただきながら、国の方針に基づき準備を進めてまいります。

次に、最近の地方を取り巻く国の動きについてでございます。今月26日の臨時閣議において、新たな経済対策などが盛り込まれた補正予算案が決定されました。一般会計の総額は、補正予算として過去最大の36兆円となり、うち経済対策は約31.6兆円となっています。主な補正予算の項目では、新型コロナウイルス対策のためのワクチン接種体制の整備、接種の実施や18歳以下を対象とした1人当たり10万円相当を給付する子育て支援、住民税の非課税世帯に対する一世帯当たり10万円の給付金、また、需要喚起策では、新たなG o T o トラベル事業などが盛り込まれております。今後、国や県の補正予算や新年度予算に係る事業の概要が明らかになってきます。それぞれの事業内容をしっかりと見極め、市の事業に反映してまいりたいと考えております。

次に、今年度の事業について幾つか御報告をさせていただきます。

まず初めに、ムラサキパークかさまについてでございます。4月にオープンして以来、順調な集客を続け、先日1万人目の来場を達成することができました。コロナ禍による休止期間もありましたが、フランスチームの事前合宿や日本人選手の活躍などオリンピック効果もあり、初年度から多数の来場をいただいております。この時期の達成は、来月9日に開幕する日本スケートボード選手権大会への弾みとなるものと考えております。今後も指定管理者のムラサキスポーツと協力して、スケートボードの聖地にふさわしい、皆様に愛されるパークを目指してまいります。

次に、道の駅かさまの状況について御報告します。オープンから2か月半が経過いたしました。先週の28日時点のレジ通過の集計で約31万人が来場し、売上総額は約4億円となっております。また、市内の観光施設やイベント等も賑わっており、ゲートウェイの役割を十分果たしていると考えております。なお、オープン当初から続いた隣接道路の渋滞につきましては、現在は休日の渋滞も緩和されてきている状況でございます。

次に、企業立地の動向についてでございます。茨城中央工業団地（笠間地区）の分譲が



進む中、工業団地以外の場所への企業立地も相次いでおります。岩間工業団地の隣接地には、空調設備等について設計から製造及び施工までを一貫して実施する黒澤工業株式会社が、約5,800平米を取得して本社及び工場を移転し、来年5月に稼働を開始する予定になっております。また、茨城中央工業団地（笠間地区）の隣接地には、丸全昭和運輸株式会社が、低温倉庫などを備えた物流センター建築のため約1万7,000平方メートルの用地を取得し、今月、地鎮祭を執り行ったところでございます。そのほかにも安居の工業地域におきましては、株式会社吉川油脂が、約2,340平米を取得して、食用油のリサイクル拠点を建設中であるなど、今後、操業を予定している企業があるところでございます。市としましては、各企業の操業開始に向けた各種手続や操業後の雇用確保などのサポートを積極的に行い、円滑な企業運営が図れるよう支援するとともに、産業の活性化や雇用確保の促進のため、新たな企業立地に向けた誘致活動を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、地域活性化起業人についてでございます。この制度は、3大都市圏に勤務する企業の社員が、そのノウハウや知見を生かして地域の活性化などにつながる取組に、国が必要な支援を行うものです。本年、健康・運動による活力あるまちづくりに向けた連携協定を締結した株式会社ルネサンスから、清水拓也さんが11月1日付で着任をいたしました。清水さんは、2008年にルネサンスに入社し、関東圏のクラブの経験を経てエリア内を統括するチーフとして活躍されており、東京都葛飾区からの移住となります。これから、笠間スポーツコミッションの運営強化に向けた業務などに取り組んでいただきたいと思います。

次に、11月1日付で、補正予算の専決処分を行いました。新たな市民の誕生を祝し、子育て世帯を支援するための新生児商品券プレゼント事業でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、令和3年4月1日以降に誕生した子、また、令和4年3月31日までに誕生予定の子がいる世帯を対象に、お子様1人につき5万円分の市内共通商品券の贈呈を行っております。今月12日に、対象世帯への通知を行い、26日時点で328世帯、332人分の申請を受け付けております。なお、申請の締め切りは、12月24日となっております。

次に、大学生に対する支援についてでございます。新型コロナウイルス感染症により、大学生等もアルバイト収入が減少するなどの影響が出ております。このようなことから、新たに市独自の支援事業を予定しております。大学生や短大生、専門学校生などに対して1人1万円のクオカードの支給により、学校生活の応援を考えております。

次に、令和3年度の成人式についてでございます。令和4年1月9日に、笠間市民体育館で実施する予定でございます。昨年度は新型コロナウイルス感染症対策として、出席者には抗原検査キットを配布するなどいたしましたでしたが、本年度は通常どおり実施をいたす予定でございます。

次に、提出議案等について御説明を申し上げます。

今回の提出案件は、法令に基づく報告事項のほか、11月1日に専決処分しました専決処分の承認を求めることについての報告が1件、笠間市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめとする議案が25件です。

今回の補正予算関係の議案につきましては、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）をはじめとする9会計の補正予算を上程するものであります。

令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）であります。歳入におきましては、寄附金や歳出補正関連の国県支出金及び市債などを補正するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、来年4月実施予定の市長選挙に併せて行う市議会議員補欠選挙、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を迅速に行うための新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額、また、県が行う営業時間の短縮要請などにより影響を受けた事業者に対して1事業者当たり10万円を給付する事業を継続給付金事業、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている大学生等の生活を支援するため1人当たり1万円のクオカードを支給する大学生等生活支援給付金事業をはじめとする、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業などを中心に予算を編成しているところでございます。

その結果、今回の補正予算額は9,373万円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は341億3,851万5,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

大変失礼しました。訂正をさせていただきたいと思っております。

企業立地の動向の部分で、岩間工業団地に進出してまいりました黒澤工業株式会社が、来年と申しましたけれども、本年5月に稼働を既に開始しております。失礼しました。

---

## 開議の宣告

○議長（石松俊雄君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番林田美代子君、8番田村泰之君を指名いたします。

---

### 会期の決定について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る11月24日の議会運営委員会で審議をいただいております。

ここで議会運営委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） それでは、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月24日に令和3年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、本日から12月15日までの16日間といたします。

初日の11月30日は、今期定例会の会期を決定します。また、提出議案の説明を受けた後、議案の一部について、質疑、討論、採決を行います。

12月1日は、議案調査のため休会といたします。

2日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託いたします。

3日、6日、7日の3日間で、各常任委員会を開催いたします。

8日は、議事整理のため休会といたします。

一般質問は、9日、10日、13日の3日間でを行います。

14日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の15日は、各常任委員会に付託された議案の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から12月15日までの16日間とします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月15日までの16日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、委員長より報告がありました会期日程表の

とおりでありますので御了承ください。

---

### 諸般の報告について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

市長より、法令等に基づく報告事項1件が提出されております。これにつきましては、資料をもって報告に代えることを御了承ください。

また、令和3年第3回定例会において議決されました「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」及び「教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書」を、各関係機関宛に提出しておりますことを報告をいたします。

---

### 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号））

○議長（石松俊雄君） 日程第4、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第10号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 報告第10号、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは、令和3年11月1日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費及び新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的な負担の影響を受けている子育て世帯を支援するため、早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,388万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億4,478万5,000円とした

ものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

8 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,601万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

3目衛生費国庫補助金786万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

9 ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費786万5,000円の増は、12節委託料に3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費といたしまして、電算業務委託料及び予約相談業務委託料でございます。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費2,601万7,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、令和3年4月1日以降に誕生したお子さん、そして、今年度中にお子さんが誕生する予定の世帯を対象といたしまして、1人当たり5万円分の商品券を支給する新生児商品券プレゼント事業補助金を計上するものでございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより、報告第10号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第 83 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第 5、議案第 83 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 83 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市長の給与の支給について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第 83 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表にて御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

附則に第 22 項といたしまして、次の 1 項を加えるものでございます。

「令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 22 日までにおける市長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定する額から当該額の 100 分の 10 に当たる額を減じた額」とするものでございまして、給料月額 90 万円を 81 万円とするものでございます。

なお、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 83 号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第 84 号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第 6、議案第 84 号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 84 号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いての提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正及び健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年1月1日施行の全世帯対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部改正及び健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額及び傷病手当金の支給期間の通算化に関わる所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページを御覧願います。

第6条の出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に変更されたことに伴い、支給額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。なお、支給総額につきましては、現行の42万円に変更はございません。

次に、附則第5条第1項につきましては、新型コロナウイルス感染症の法における位置づけの変更に伴う所要の改正でございます。

4ページを御覧願います。

同条第3項につきましては、傷病手当金の支給期間を起算から通算に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行するとともに、この条例の施行の日の前に出産した被保険者に関わる笠間市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第7、議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、賦課方式の変更により、税率等の改正及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年度から、賦課方式を世帯別平等割額を廃止し、2方式へ変更することに伴う税率等について及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、子どもに関わる均等割保険税の減免等について、本条例を改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4ページを御覧願います。

第3条の課税額について、第2項及び第3項中の及び世帯別平等割額を削り、第19条の国民健康保険税の減額について、4ページから7ページとなりますが、第1項、第1号から第3号及び同条の2の特別対象被保険者等に関わる国民健康保険税の課税の特例について所要の改正を行うものでございます。

7ページを御覧願います。

第22条の国民健康保険税の減免について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国制度及び市独自の取組として、18歳未満の子ども均等割保険税軽減の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、附則につきましては、7ページから15ページとなりますが、第5項から第7項及び第9項から第16項までにつきましても、所要の改正を行うものであります。

15ページを御覧願います。

別表第1、基礎課税額の部では、所得割、被保険者均等割を改め、世帯別平等割を削ります。

16ページに移りまして、後期高齢者支援金等課税額の部では、所得割、被保険者均等割を改め、世帯別平等割を削り、介護納付金課税額の部では、所得割を改めます。

別表第2、基礎課税額の部と、17ページに移りまして、後期高齢者支援金等課税額の部につきましては、それぞれ被保険者均等割額を改め、世帯別平等割額を削るものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するとともに、この条例による、改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康



保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第8、議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保を図るため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、ごみの排出抑制につながる再資源化の推進や、ごみの減量化に対する市民や事業者の意識醸成及びごみ処理に関わる費用負担の公平性並びに処理施設の混雑緩和などを理由として、持ち込みごみに関わる一般廃棄物処理手数料を改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

4ページから6ページを御覧ください。

市がその処理を行う一般廃棄物の排出者から徴収する処理手数料が定めております別表中、エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民及び環境センターにおいて処理する区域に居住する市民を、環境センターでの処理手数料とし、一般家庭から生じたものの処理手数料を10キログラムにつき100円に、事業活動に伴って生じたものの処理手数料を10キログラムにつき200円に改めるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（石松俊雄君） 日程第9、議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、観光駐車場の用地返還に伴い、市営駐車場を廃止するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、観光駐車場に位置づけされ、設置、管理しております市営荒町駐車場及び市営鷹匠町駐車場を廃止することに伴いまして、条例の一部改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2条の表、市営荒町駐車場及び市営鷹匠町駐車場の項を削除するものでございます。

次に、第5条の「市営荒町駐車場及び市営鷹匠町」を削除し、「使用料は、使用者が駐車場に入るとき納付する。」に改めます。別表中、「1 駐車料金を徴収する期間は、市長が定めるものとする。2 稲荷駐車場は、無料とする。」を、「駐車料金を徴収する期間は、市長が定めるものとする。」に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第10、議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、有料公園施設へ広告の表示を可能とするため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、教育部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

〔教育部長 堀江正勝君登壇〕

○教育部長（堀江正勝君） 議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、市内の都市公園のうち、スポーツ振興課が所管する笠間市総合公園と管理課が所管する笠間中央公園の2か所の有料公園施設への広告の表示を可能とし、新たな財源の確保と広告主の企業活動の活発化を図るため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

第3条、第1項、第5号に、あらかじめ市長の許可を受けなければならない行為として、有料公園施設内に広告を表示することを加え、同号で第7条にある括弧内の有料公園施設についての定義規定及び略称規定を定めるものでございます。

2ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

議案第90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について

議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

○議長（石松俊雄君） 日程第11、議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてから議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてから議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてまで関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、水戸市を中心とした連携中枢都市圏の形成に向け、水戸市と締結した茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定及び条例の廃止並びに地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、水戸市との間で、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結に関する協議をしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、政策推進監から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 政策推進監北野高史君。

〔政策推進監 北野高史君登壇〕

○政策推進監（北野高史君） 議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてから議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてにつきまして一括して御説明申し上げます。

本案は、水戸市を中心とした連携中枢都市圏の形成に向けて実施するものです。議案第89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止については、生活機能の確保、充実を図り、地域の活性化に努めることを目的とし、平成28年7月5日に水戸市と締結した茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を、令和4年3月31日をもって廃止するものです。

議案第90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例については、本協定の議決の根拠となる地方自治法第96条第2項の規定に基づき制定した、笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止するもので、2ページ、附則にございますとおり、令和4年4月1日から施行するものです。

議案第91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、県央地域9市町村が連携し、活力ある社会経済の維持と安心して快適な暮らしを営むことができるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成を図るため、本市と水戸市において連携協約を締結するものです。

連携協約の主な内容につきましては、2ページをお開きください。

7条構成としており、第1条に目的、第2条に基本方針、第3条に連携する取組及び役割分担、また、本条の内容として、3ページ以降の別表に、16の区分による取組内容を位置づけております。

2ページにお戻りいただきまして、第4条に費用負担、第5条に定期的な協議、第6条に連携協約の失効、第7条に疑義の解決を規定するものです。

なお、この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、水戸市と本市が記名押印

の上、各1通を保有することとしております。

以上で、議案第89号から議案第91号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番大貫千尋君が退席しました。

---

議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

議案第94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）

議案第95号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）

議案第97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）

議案第98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）

○議長（石松俊雄君） 日程第12、議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）から議案第98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）の7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第92号から議案第98号、指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市いこいの家「はなさか」、笠間クラインガルテン、笠間市立つつじ公園、北山公園、あたごフォレストハウス、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ、かさま歴史交流館井筒屋におけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第92号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市いこいの家「はなさか」。指定管理者として指定する団体の名称は、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会。指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い公募により募集を行ったところ、2社から申請がございました。提出された事業計画等を選定基準に基づき審査した結果、施設の設置目的である健康増進、地域の交流を理解し、新たな自主事業や教室等の事業計画及び類似施設の管理上の知識と実績を踏まえた維持管理の手法等を評価し、同協会を指定管理者候補者として選定いたしました。併せて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会においても指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第93号から議案第98号について御説明申し上げます。

まず、議案第93号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間クラインガルテン。指定管理者として指定する団体の名称は、株式会社マイファーム。指定期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

今回の指定につきましては、株式会社マイファームの会社理念の目的が、笠間クラインガルテンの設置目的と一致しており、農業、農村の活性化に向けたグリーンツーリズムの推進が図れることや、農産物販売所及び地域食材供給施設においては、2年後の公民連携に向けた経営改善など、新たな事業計画を総合的に評価し、公募により、株式会社マイファームを指定管理者候補者として選定いたしました。併せて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第93号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

次に、議案第94号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市立つつじ公園。指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会。指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

今回の指定につきましては公募を行い、その結果1団体から申請がございました。提出

された事業計画や収支計画等を審査した結果、施設の目的や特性を把握した上で、通年で公園を利活用するための提案や、ツツジの植栽管理についても計画性が認められ、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すると判断されるため、指定管理者候補として選定いたしました。併せて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第94号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

続きまして、議案第95号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、北山公園。指定管理者として指定する団体の名称は、笠間市造園建設業協同組合。指定期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

今回の指定につきましては公募を行い、その結果1団体からの申請がございました。提出された事業計画や収支計画等を審査した結果、公園管理のノウハウや作業機械の保有状況から適切な維持管理が見込めるとともに、平成20年度から約14年間の管理運営において管理上不要な費用見直し、費用削減するなど、効率的に運用しようとする計画等を総合的に評価し、指定管理者候補として選定いたしました。併せて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

続きまして、議案第96号、議案第97号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、議案第96号は、あたごフォレストハウス、議案第97号は、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージでございます。指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会。指定期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

今回の指定につきましては公募を行い、その結果1団体からの申請がございました。提出された事業計画や収支計画等を審査した結果、指定管理者制度導入時から約10年にわたり同施設を管理運営しており、設置目的に合致した事業計画を提案し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制が安定的かつ継続的に確保できると判断し、指定管理者候補者として選定いたしました。併せて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第96号及び議案第97号の説明を終わります。

続きまして、議案第98号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、かさま歴史交流館井筒屋。指定管理者として指定する団体の名称は、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。

今回の指定につきましては公募を行い、その結果1団体からの申請がございました。提出された事業計画や収支計画等を審査した結果、施設の価値や設置目的、地域内での位置づけ等を十分に意識した上で、地域活性化の拠点施設として多様な事業展開を図る計画を評価し、指定管理者候補者として選定いたしました。併せて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております。今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第93号から議案第98号、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第 99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）

議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石松俊雄君） 日程第13、議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）から議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）から議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計5会計及び企業会計3会計について補正予算案を編成し、上程するものであります。



内容につきましては、各担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,373万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億3,851万5,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表、継続費補正でございます。最終処分場建設事業をはじめ3事業につきまして、契約に伴う事業費の減などにより、総額及び年割額を変更するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第3表、繰越明許費でございます。市長選挙費及び市議会議員補欠選挙費につきまして、事業の終了が翌年度となることが想定されるため、繰越し措置を設定するものでございます。

9 ページを御覧ください。

第4表、債務負担行為補正でございます。議会だより作成業務委託から、次の10ページになります最下段の、図書館システム賃借料まで19件につきまして、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11 ページを御覧ください。

第5表、地方債補正でございます。最終処分場整備事業債をはじめ5件につきまして、事業費の補正などにより限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

14 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第1款市税、第1項市民税、1目個人分7,700万円の増は、個人市民税所得割の増額でございます。

2目法人分1,130万円の増は、令和2年度において新型コロナウイルスの影響により、市税の徴収猶予が認められた額のうち、令和3年度に繰り越された法人市民税分でございます。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料、6目土木使用料1,048万7,000円の減は、新型コロナウイルスの影響により、かさま新栗まつり等のイベントが中止になったことに伴う、笠間芸術の森公園の各種使用料の減額でございます。

15 ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金2,921万6,000円の増は、

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,839万1,000円の増が主なものでございます。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金5,938万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

3目衛生費国庫補助金3,562万9,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,429万1,000円の増が主なものでございます。

17ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金1,000万円の増は、医療福祉の活用へとお寄せいただきました寄附金でございます。

18ページを御覧ください。

2目総務費寄附金1,052万1,000円の増は、いわゆる企業版ふるさと納税の申し出があったことによる地方創生応援税制寄附金1,000万円の計上が主なものでございます。

19ページを御覧ください。

第21款諸収入、第4項雑入、5目雑入4,953万6,000円の増は、空き缶類の売払い価格の上昇に伴う環境センター資源物処理売払い代金1,212万7,000円の増及び後期高齢者医療療養給付費負担金精算金4,099万8,000円の計上が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。

27ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、4目医療福祉費2,331万5,000円の増でございますが、次の28ページを御覧いただきたいと思っております。

22節償還金利子及び割引料に過年度分医療福祉費県補助金返納金1,770万7,000円が主なものでございます。

30ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費4,985万7,000円の増は、12節委託料に3回目となります新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として、予防接種委託料2,839万1,000円及び予約相談業務委託料1,566万7,000円の増が主なものでございます。

31ページを御覧ください。

第2項清掃費、2目塵芥処理費1億94万3,000円の減でございますが、次の32ページでございます。

14節工事請負費に契約に伴う最終処分場建設に係る施設整備工事費8,417万6,000円及び焼却施設補修工事費1,671万4,000円の減が主なものでございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費1,519万1,000円の減でございますが、次の33ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金にかさま新栗まつりが中止になったことに伴う、笠間の栗を考える会補助金756万6,000円の減が主なものでございます。

34ページを御覧ください。

7目道の駅整備事業費8,312万1,000円の減は、14節工事請負費に道の駅かさまの事業費が確定したことに伴う工事費8,500万8,000円の減が主なものでございます。

35ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費7,155万9,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルスに対し、県が行います営業時間の短縮要請等に対する事業継続給付金7,000万円の計上が主なものでございます。

38ページを御覧ください。

第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費2,152万6,000円の減は、14節工事請負費に笠間中央公園の整備に係る事業費が確定したことに伴う工事費1,783万3,000円の減が主なものでございます。

42ページを御覧ください。

第9款教育費、第5項社会教育費、1目社会教育総務費1,545万4,000円の増は、12節委託料に新型コロナウイルスの影響を受けております大学生等の生活を支援するため、1人当たり1万円分に当たる大学生等生活支援給付業務委託料1,716万4,000円の計上が主なものでございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第100号から議案第103号について御説明申し上げます。

初めに、議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ297万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億5,634万5,000円とするものでございます。

4ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和4年度の特定健康診査業務委託を準備するにあたり、令和3年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為の設定をするもので、期間を令和4年度、限度額を5,600万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、7ページを御覧願います。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、10目社会保障税番号制度システム整備補助金16万3,000円は、マイナンバーカードの保険証利用普及のためのリーフレット作成分の増額でございまして、

4 款県支出金、1 項県負担金補助金、1 目保険給付費等交付金281万2,000円のうち、2 節保険給付等交付金（特別交付金）275万円の増額は、市立病院で購入した電子内視鏡システム機器の特別調整交付金の増額でございます。

次に、8 ページを御覧願います。

歳出につきましては、1 款総務費、4 項1 目趣旨普及費16万3,000円の減額は、社会保障税番号制度システム整備補助金の増額に伴う財源の組替えでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金14万8,000円の増額は、保健事業の精算で実績に伴い、国へ返納するものでございます。

次に、9 ページを御覧願います。

7 款諸支出金、2 項公営企業費、1 目直営診療施設勘定補助金275万円の増額は、市立病院で購入した電子内視鏡システム機器の特別調整交付金直営診療施設整備補助金を増額するものでございます。

以上で、議案第100号の説明を終わります。

続きまして、議案第101号 令和3 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9 億9,346万2,000円とするものでございます。

4 ページを御覧願います。

第2 表の債務負担行為につきましては、令和4 年度の高齢者健康診査業務委託を準備するにあたり、令和3 年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為の設定をするもので、期間を令和4 年度、限度額を2,330万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに歳入ですが、7 ページを御覧願います。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金7 万円の増額は、後期高齢者医療保険料の延滞金を増額するものでございます。

次に、8 ページを御覧願います。

歳出につきましては、2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金7 万円の増額は、後期高齢者医療保険料の延滞金納付金を増額するものでございます。

以上で、議案第101号の説明を終わります。

次に、議案第102号 令和3 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ101万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億5,621万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書より御説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金128万円から、7ページの、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金75万4,000円の減額までにつきましては、保険給付費と地域支援事業費の歳出額見合いの補正をするものでございます。詳細は、歳出で御説明申し上げます。

歳出でございますが、9ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費640万円の増額は、地域密着型サービスを利用する要支援認定者の増加に伴うものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、1項、1目介護予防生活支援サービス事業費1,066万6,000円の増額は、通所介護相当サービスを利用する総合事業対象者の増加に伴うものでございます。

3項包括的支援事業任意事業費、3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費440万5,000円の減額は、社会福祉士の資格を有する会計年度任用職員の雇用が見込めないことにより減額をするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

5款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金275万1,000円の減額は、今回の増額補正に伴う財源調整でございます。

以上で、議案第102号の説明を終わります。

続きまして、議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ123万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,323万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、6ページをお開き願います。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス計画費収入119万7,000円の増額は、介護報酬の改正による単価の引上げに伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお開き願います。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費118万5,000円は、居宅介護支援の介護報酬の改正による単価の引上げに伴い、居宅介護支援事業所への委託料を増額したものでございます。

以上で、議案第103号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別

会計補正予算（第2号）についての御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,420万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

初めに、歳入につきまして御説明いたします。

第4款繰入金、第1項、1目一般会計繰入金197万2,000円の減額は、繰越金の確定によるものでございます。

第5款繰越金、第1項、1目繰越金619万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出になります。

7 ページを御覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項、1目農業集落排水施設管理費422万円の増額は、14節工事請負費で安居地区処理場等の機器の故障により、正常に汚水処理ができなくなる危険性があるため、早急な対応を行う費用でございます。

以上で、議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

第1款病院事業収益に1,284万3,000円を追加し、総額を9億1,130万円に、支出の第1款病院事業費用に855万9,000円を追加し、総額を10億2,333万7,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入の、第1款資本的収入に31万2,000円を追加し、総額を3,129万円に。

支出の、第1款資本的支出に33万7,000円を追加し、総額を4,699万2,000円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第4条、企業債でございます。医療機器購入に充当する財源といたしまして、病院事業債を設定しておりましたが、それらに補助金が充当できることとなったことから、財源の組替えにより減額をするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条は、他会計からの補助金でございます。

第7条の債務負担行為は、令和4年度からの臨床検査業務につきまして、4月から実施するに当たり、本年度中に契約行為を進める必要があることから、3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で御説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、3目その他医業収益753万3,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料収益の増でございます。

第2項医業外収益、2目他会計補助金69万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしました一般会計からの補助金となります。

6目国県補助金461万1,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種の促進に係る国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

11ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、2目材料費421万2,000円の増でございます。

2節診療材料費382万3,000円の増と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました、4節医療消耗備品費38万9,000円の増は、いずれも新型コロナウイルス感染症に対応するのに必要な廃棄物用の専用の容器など、物品の購入などでございます。

12ページを御覧ください。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債140万円の減。さらに、第2項、1目出資金103万8,000円の減は、ともに医療機器でございます内視鏡システムの購入に対する財源でございますが、第3項、1目補助金で新たに国民健康保険調整交付金275万円が、医療機器購入の財源として増額となったことから、財源の組替えのため補正をするものでございます。

13ページを御覧ください。

資本的支出でございます。

第1款、第1項建設改良費、1目資産購入費33万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、車いす対応の体重計を購入するものでございます。

以上で、議案第105号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第106号及び議案第107号について御説明申し上げます。

初めに、議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の、第1款水道事業費用、第1項営業費用を389万4,000円増額し、水道事業費用計を16億1,480万円に補正するものでございます。

それでは、今回の内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、2目配水及び給水費389万4,000円の増は、20節修繕費で個人の敷地に布設されている配水管を廃止することに伴い、給水管を付け替える費用の増額でございます。

以上で、議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての御説明を行います。

1 ページを御覧ください。

第2条は、債務負担行為の設定で令和4年度の汚泥運搬業務委託を準備するに当たり、今年度中に契約事務を進める必要があることから、期間を令和4年度、限度額を1,620万円と定めるものでございます。

以上で、議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） すみません。議案第102号の笠間市介護保険特別会計補正予算、こちらの補正予算の金額ですが、歳入歳出予算に1,001万6,000円を追加するところ、101万6,000円と読み上げてしまいました。大変申し訳ございません。1,001万6,000円の訂正をお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

---

散会の宣告



○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は終了です。

次の本会議は、12月2日木曜日午前10時に開会をします。

本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 林田美代子

署名議員 田村泰之